

全ト協発第602号(環)

平成28年3月8日

各都道府県トラック協会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 星野良三



「貨物自動車運送事業者が東日本大震災の被災地域において事業を行うための車両の移動等に関する取扱いの特例について」の一部改正について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省自動車局より、「貨物自動車運送事業者が東日本大震災の被災地域において事業を行うための車両の移動等に関する取扱いの特例について」の一部改正の通知が別添のとおり発出されました。

標記特例は、国土交通省の「勤務時間等基準告示」に基づき運転者を144時間以内に一度、所属営業所に戻すことを規定した基準について、東日本大震災の被災地域の事業者を救済する目的の通達であり、特例を一部改正して平成30年3月31日まで再延長する通知です。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 吉田
電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

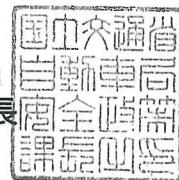


国自安第266号の2
国自情第247号の2
国自貨第146号の2
国自整第378号の2
平成28年3月1日

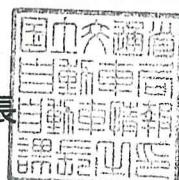
公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省

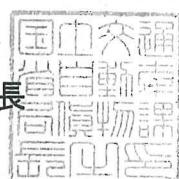
自動車局安全政策課長



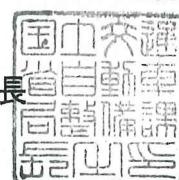
自動車局自動車情報課長



自動車局貨物課長



自動車局整備課長



「貨物自動車運送事業者が東日本大震災の被災地域において事業を行うための車両の移動等に関する取扱いの特例について」の一部改正について

標記について、別添の通り各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので了知されるとともに、傘下会員に対し周知をお願いします。

また、本通達による取扱いの期間を超えることが予想される事業者に対しては、本通達による取扱いの期間終了までに被災地域内又はその付近に営業所を新設する認可を取得するよう指導されるとともに、改正後の通達6.（1）の情報提供があった場合には、2. 及び3. の取扱いが適切に行われているか確認し、適切に行われていない場合には指導及び配車元営業所を管轄する運輸支局等へ報告されるよう併せてお願いします。

国自安第266号
国自情第247号
国自貨第146号
国自整第378号
平成28年3月1日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

殿（単名各通）

自動車局安全政策課長
自動車局自動車情報課長
自動車局貨物課長
自動車局整備課長

「貨物自動車運送事業者が東日本大震災の被災地域において事業を行うための車両の移動等に関する取扱いの特例について」の一部改正について

今般、「貨物自動車運送事業者が東日本大震災の被災地域において事業を行うための車両の移動等に関する取扱いの特例について」（平成23年9月13日付け 国自安第19号、国自情第41号、国自貨第21号、国自整第46号）の一部を、別添新旧対照表のとおり改正することとしたので、事務処理に遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については公益社団法人全日本トラック協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

別紙

「貨物自動車運送事業者が東日本大震災の被災地域において事業を行うための車両の移動等に関する取扱いの特例について」の一部改正について（新旧対照表）

| 新 | 旧 |
|--|--|
| 国自安第19号 国自情第41号 国自貨第21号 国自整第46号 平成23年9月13日 | 国自安第19号 国自情第41号 国自貨第21号 国自整第46号 平成23年9月13日 |
| 国自安第73号 国自情第113号 国自貨第61号 国自整第106号 一部改正 平成24年9月10日 | 国自安第73号 国自情第113号 国自貨第61号 国自整第106号 一部改正 平成24年9月10日 |
| 国自安第135号 国自情第89号 国自貨第54号 国自整第160号 一部改正 平成25年9月12日 | 国自安第135号 国自情第89号 国自貨第54号 国自整第160号 一部改正 平成25年9月12日 |
| 国自安第266号 国自情第247号 国自貨第146号 国自整第378号 一部改正 平成28年3月1日 | |
| 各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 | 各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 |
| 自動車局安全政策課長 自動車局自動車情報課長 自動車局貨物課長 自動車局整備課長 | 自動車局安全政策課長 自動車局自動車情報課長 自動車局貨物課長 自動車局整備課長 |

貨物自動車運送事業者が東日本大震災の被災地域において事業を行うための
車両の移動等に関する取扱いの特例について

東日本大震災における甚大な被害、その後の復旧・復興事業に際し、被災地域（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」（平成 23 年政令第 127 号）第 1 条に規定する特定被災地方公共団体の地域をいう。以下同じ。）における貨物の輸送需要は著しく大きいものとなっている。現在、貨物自動車運送事業者は、「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成 13 年国土交通省告示第 1365 号。以下「勤務時間等基準告示」という。）に基づき、運転者を 144 時間以内に一度、所属営業所に戻す必要があるが、被災地域における業務を中断せざるを得なくなることから同告示の特例措置の創設が強く要望されているところである。

よって、輸送の安全を確保する同告示は堅持しつつ被災地域の一刻も早い復旧・復興を実現するため、貨物自動車運送事業者が既存の営業所（以下「配車元営業所」という。）に配置する事業用自動車及び当該自動車に乗務する運転者（以下「車両等」という。）を臨時に被災地域に設ける拠点（以下「被災地拠点」という。）に移動して復旧・復興に係る事業活動を行おうとする場合の特例として下記の取扱いによることとしたので事務処理に遗漏のないよう取り計らわれたい。

記

1. ~ 9. (略)

10. 本通達による取扱いは、本改正通達の適用の日から適用し、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

貨物自動車運送事業者が東日本大震災の被災地域において事業を行うための
車両の移動等に関する取扱いの特例について

東日本大震災における甚大な被害、その後の復旧・復興事業に際し、被災地域（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」（平成 23 年政令第 127 号）第 1 条に規定する特定被災地方公共団体の地域をいう。以下同じ。）における貨物の輸送需要は著しく大きいものとなっている。現在、貨物自動車運送事業者は、「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成 13 年国土交通省告示第 1365 号。以下「勤務時間等基準告示」という。）に基づき、運転者を 144 時間以内に一度、所属営業所に戻す必要があるが、被災地域における業務を中断せざるを得なくなることから同告示の特例措置の創設が強く要望されているところである。

よって、輸送の安全を確保する同告示は堅持しつつ被災地域の一刻も早い復旧・復興を実現するため、貨物自動車運送事業者が既存の営業所（以下「配車元営業所」という。）に配置する事業用自動車及び当該自動車に乗務する運転者（以下「車両等」という。）を臨時に被災地域に設ける拠点（以下「被災地拠点」という。）に移動して復旧・復興に係る事業活動を行おうとする場合の特例として下記の取扱いによることとしたので事務処理に遗漏のないよう取り計らわれたい。

記

1. ~ 9. (略)

10. 本通達による取扱いは、平成 25 年 9 月 13 日から適用し、平成 28 年 3 月 31 日までとする。